

教員(非常勤講師を含む)各位

副学長(教育担当) 越 野 和 之

## 令和5年度前期における授業・ゼミ等の実施に係る留意事項について

前期の授業・ゼミ等の実施においては、下記に示す内容について、ご留意くださいますようお願いいたします。

## 記

## 1. シラバスへの非対面授業に係る記載

前期の授業・ゼミ等は、コロナ禍前と同じ、対面形式での実施を基本としますが、ICT を活用した非対面形式での実施もできることとしています。

「非対面」または「対面・非対面の組み合わせ」で授業を実施する場合は、シラバスの「授業計画」欄に、「非対面授業の際に使用するツール・アプリ名」および「第一回目の授業をどのような方法で行うか」を記載してください。

記載方法等は、教育課程開発室 FD 専門部会長から発出されている「令和5年度前期「授業計画(シラバス)」の作成等について」を参照ください。

## 2. 遠隔授業の届出

遠隔授業に該当する場合は、以下のフォームから、事前に届出を行ってください。

<https://forms.office.com/r/HRHjzextp6>

このとき、以下の①～③のすべてに該当する授業が、届出の対象となる遠隔授業となりますので、ご確認願います。

## ① 学部の授業科目

大学院の授業科目は、届出不要です。

## ② 当初計画から非対面授業を予定しているもの

対面で授業を行う予定であった授業が、履修した学生への合理的配慮等により、結果的に、非対面授業となった場合などは、遠隔授業には該当しないため、届出不要です。

## ③ 非対面授業の授業時数が全体の半数を超えるもの

例えば、15コマ中8コマが対面授業、7コマが非対面授業の場合は、遠隔授業には該当しないため、届出不要です。

## 3. 授業時限

令和5年度前期の授業時限は、引き続き、各コマのインターバルを15分間に延長します。

授業時限	通常	令和5年度前期	備考
1・2 時限	9:00~10:30	9:00~10:30	
3・4 時限	10:40~12:10	10:45~12:15	
(昼休憩)	12:10~13:00	12:15~13:05	昼休憩は従来どおり50分
5・6 時限	13:00~14:30	13:05~14:35	
7・8 時限	14:40~16:10	14:50~16:20	
9・10 時限	16:20~17:50	16:35~18:05	
11・12 時限	18:00~19:30	18:20~19:50	
13・14 時限	19:40~21:10	20:05~21:35	

#### 4. 非対面授業実施における留意事項

- ① 以下のような事案においては、非対面授業にすべきでないものとして、取り扱うこととしてください。

・ **学生本人の自己都合(※)のため、学生からオンラインによる受講やオンデマンドでの受講の要望があった場合**

※ 自己都合は、課外活動、就職活動、アルバイト、旅行・帰省、ケガ等の場合をいい、障害等により合理的配慮が必要な場合を除く。

なお、上記自己都合により欠席となる学生に対して、授業の出席とは取り扱わないが、当該学生への教育的配慮として、オンラインでの聴講や、録画授業の視聴を認めることは、これまで同様、問題ありません。

- ② 非対面授業の実施においては、セキュリティに関わる重大インシデントや、著作権・肖像権等の他者の権利侵害などが発生しないように、十分注意してください。

また、各授業内で以下の点に十分留意いただき、受講生に対しても周知をお願いいたします。

1. 授業で利用する PC の OS、ソフトウェアを最新にしてください。
2. 外部サービスで大学のメールアドレスを利用登録する際には、パスワードは別の異なるものを用いるようにしてください。
3. 授業において他者の著作物を利用する際には、「授業目的公衆送信補償金制度」に基づく「改正著作権法第35条運用指針(令和 3(2021)年度版)」を遵守するようにしてください。  
[https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin\\_20201221.pdf](https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf)
4. 学生に対しては以下の留意事項を示していますので、各授業においても周知徹底を図ってください。

- ・ 非対面授業で配布された資料(動画・音声ファイルを含む)等を、授業担当教員の許可無く再配布しないこと。
- ・ 授業担当教員の許可なく、授業の内容を録音・録画し、それを公開しないこと。
- ・ ビデオ会議を用いた非対面授業の様子を出席者の許可なく写真などに記録し、それを SNS などで共有しないこと。

5. ビデオ会議を利用した非対面授業において、学生がカメラをオフすることを希望する場合には、その意思を尊重してください。

なお、カメラをオンにして自室等が映らないことを希望する学生については、設定により背景をぼやかしたり、別の背景に変更したりすることができるサービスがあるので、必要に応じて指示してください。

6. オンラインによるリアルタイム授業において、授業に出席しながら、一方で「グループライン」等による授業に関わらないトークやチャットを行うことは厳に慎むこと、また、リアルタイム授業中のみならず、SNS 等で他者を誹謗中傷するような行為は決して許されるものではないことを、あらためて学生へ注意喚起してください。
7. 非対面授業の実施において、オンラインでのやりとりができない学生に対して、教員から資料や課題等を郵送しなければならない場合は、教務課より郵送しますので、教務課までお問い合わせください。

以上